

(仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業厨房機器選定委員会設置要綱

1 設置

(仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業設計業者選定に係る公募型プロポーザルで提案を受けた厨房機器を選定するにあたり、透明性・公平性を確保するため、(仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業厨房機器選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事務

委員会の委員は、献立及び提供食数等に対応した厨房機器が提案されているか審査し、評価結果を審査委員会に報告する。

3 組織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等によりその事務を遂行できない場合はこれを代理する。

4 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員会委員の出席がかなわない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。
- (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 評価・審査

(仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業設計業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領(別表 評価項目一覧)に基づき、評価・審査を行う。

(1) 評価

委員は、委員会の審査に供する提案の評価を行う。

ア 審査方法：技術提案書及び厨房機器詳細提案書による説明を受け評価を行う。

イ 審査内容：技術提案書及び厨房機器詳細提案書記載事項、説明、質疑応答に基づく厨房機器評価

(2) 審査

委員会が、委員の評価結果について審査を行うと共に、厨房機器を選定する。

6 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

7 庶務

委員会の庶務は、教育委員会学校給食課において処理する。

8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(仮称)松本市第1学校給食センター整備事業厨房機器選定委員会

区 分	役 職
委 員 長	東部給食センター長
副委員長	西部給食センター長
委 員	調理員 5人 管理員 2人 栄養教諭 5人 センター長 2人
計	16名